

感対第1919-1号
令和4年2月2日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

今般、令和4年1月5日（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」が発出され、科学的知見等を踏まえて、濃厚接触者である同居家族等の待機期間について新たな方針が示されました。

つきましては、事務連絡の内容を御了知の上、令和4年2月2日より下記のとおり御対応をお願いします。また、適用対象の濃厚接触者への連絡を遺漏なきようお願いいたします。

このことについて、管内の医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

記

(1) 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、下記のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。

- ・当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）
- ・当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日

を0日目として起算する。

同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

※感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

(2) 上記(1)については、令和4年2月2日時点で濃厚接触者である者にも適用する。

【参考】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html>

※県HPで濃厚接触者の待機期間等についてまとめています。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a3510-17@pref.saitama.lg.jp